

答弁書第二十九号

内閣参甲第一九三号

昭和二十三年十一月三十日

内閣総理大臣 吉田・茂

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員小林勝馬君提出あんま、はり灸師に加配米配給に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小林勝馬君提出のあんま、はり灸師に対する加配米配給に関する質問に対す

る答弁書

現在行われている労務加配主食の配当基本計画及びその需施の要領は曩に発表した通りであります、かく加配基準量の増加及加配対象範囲の拡大が出来たと申しますのも米國及連合軍總司令部の特別好意ある配慮と農民の努力による本年産麦及馬鈴薯の供出の伸展並びに米及甘藷の良作見込によつたと云うことは御承知の通りであります。

さて現行の加配対象業種は労務加配主食の総枠の範囲内において、その重要性及必要熱量等を考慮して決定したものであります。その内医療関係に就きましてはベッド数一〇以上の病院の医師、看護婦で徹夜勤務をやる場合にのみ加配を実施しており他には全然行っておりません。

右のような次第で今の所では他業種との均衡及現在の食糧事情等からあんま、はり灸師に対する主食の労務加配の実施は困難な状態であります。